

平成23年度把握分

徳島県における 環境中への化学物質の排出

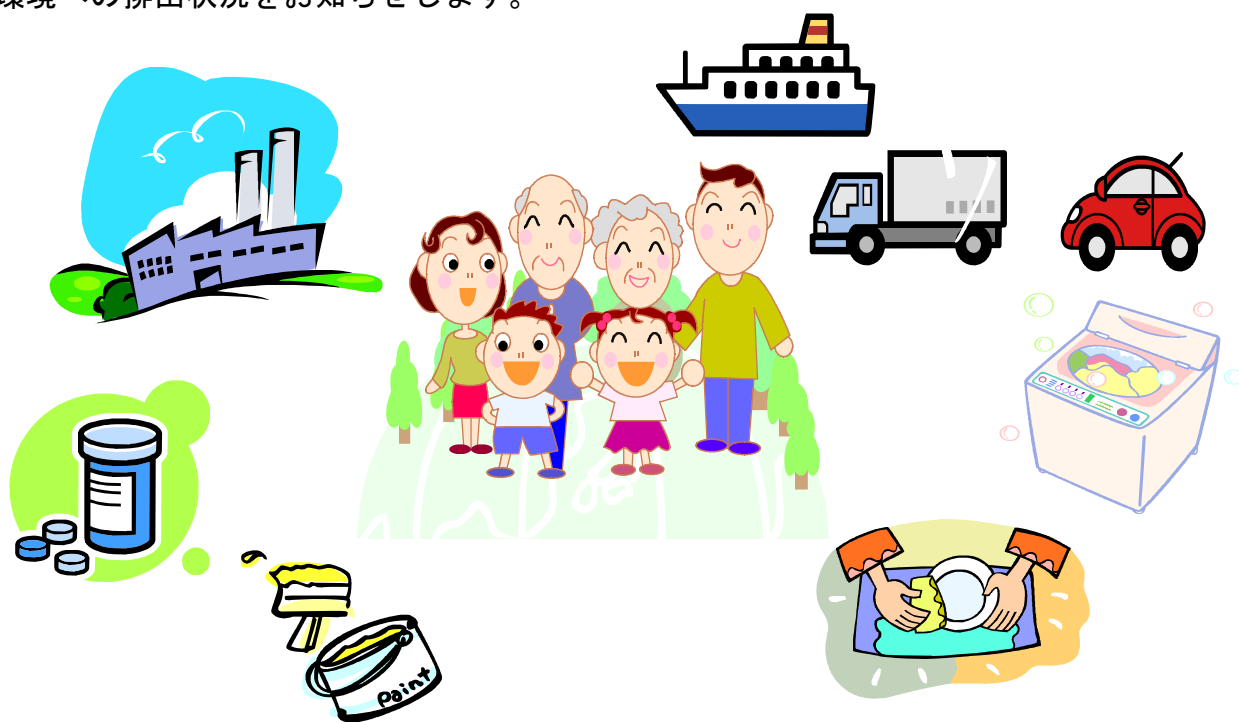
(簡易版)

知ってください私たちのまわりの
化学物質

私たちは、毎日の生活の中で、化学物質のいろいろな性質を利用して作られた製品を使っています。

徳島県内の工場・事務所などの事業所や家庭、自動車などからは、毎日様々な化学物質が排出されています。事業所では、化学物質を製造したり、生産工程で原材料などとして使用していますし、家庭でも洗剤や防虫剤、塗料など多くの化学物質が使われています。また、自動車などの走行時や給油時にも化学物質が排出されています。

ここでは、平成24年度に届出・集計されたデータをもとに、徳島県における化学物質の環境への排出状況をお知らせします。



Q 1 どのようにして化学物質の排出状況を調べるの？

A 1 化学物質がどこからどれだけ環境中（大気・水・土壌）へ出ているか知るしくみ（P R T R制度）があります。



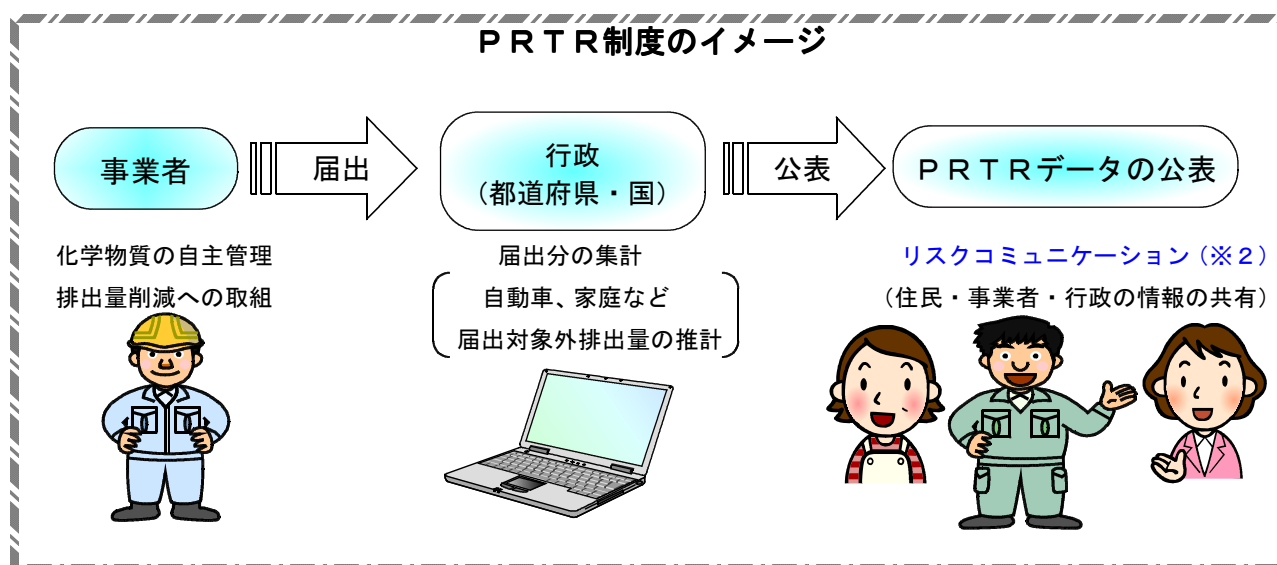
ピ-・ア-ル・テ-ィ-ア-ル

P R T RとはPollutant Release and Transfer Registerの頭文字をとった略称で環境汚染物質の排出と移動についての登録という意味です。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法または化管法：平成11年公布）に基づき定められました。

化学物質を取り扱う事業者（※1）は、有害性のある多種多様な化学物質をどのような発生源からどれだけ環境中へ排出したか（排出量）、あるいは廃棄物などとして処理するために事業所（※1）の外へ運び出したか（移動量）というデータを県を通じて国に届け出ます。

国は、その届出データを集計するとともに、届出の対象となっていない事業者のほか家庭、自動車などから排出される化学物質の量を推計して、届出データとあわせて公表します。このしくみがP R T R制度です。

この制度によって毎年どのような化学物質がどの発生源からどれだけ排出されているかわかるようになります。



【用語解説】

※1 事業者と事業所

P R T R制度では、企業などの代表者のことを事業者、工場、事務所、営業所のことを事業所と表現しています。化学物質排出量の届出対象となる事業所は、政令で指定された要件に該当する事業所です。

※2 リスクコミュニケーション

住民、事業者、行政の全ての関係者が情報を共有し、意見交換を通じて意志疎通を図ることで

Q2 徳島県における化学物質の排出状況は？

A2 平成23年度における化学物質の排出量は、3,090トンです。

徳島県の届出事業所（※3）からの（305事業所）排出量は449トン（大気へ405トン、公共用水域（※4）へ45トン*）でした。

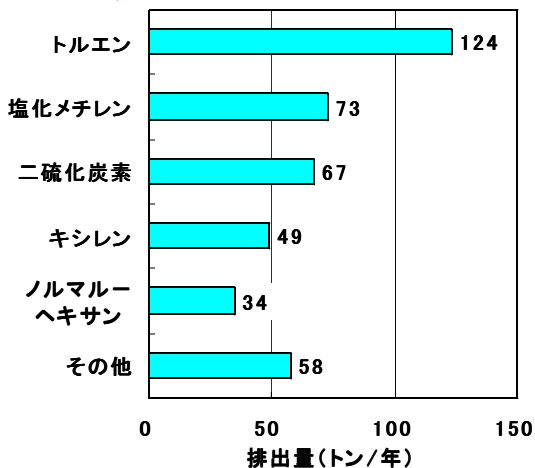
届出事業所以外からの排出量の推計値は、2,641トンでした。

*四捨五入により端数処理をしているので合計した数値と異なっています。



「県内の事業所から排出された化学物質（届出分）」

大気への排出 405トン/年



①「トルエン」の用途

化学合成（合成繊維、染料等）の原料、ガソリンの成分等

②「塩化メチレン」の用途

洗浄剤（金属部品加工時の油の除去）、医薬品や農薬を製造する時の溶剤等

③「二硫化炭素」の用途

セロハンやレーヨンを製造する時の溶剤等

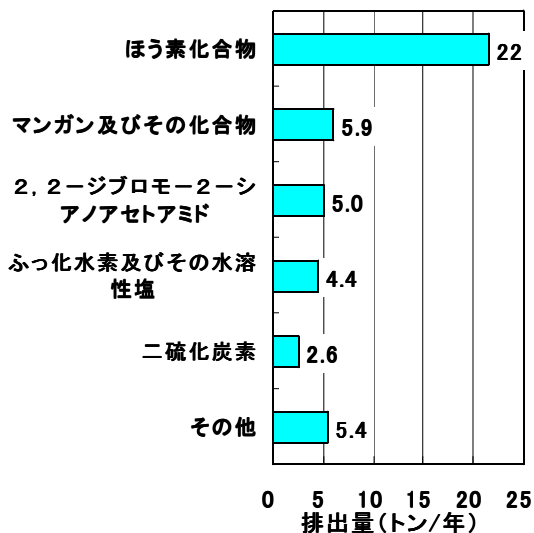
④「キシレン」の用途

化学合成（染料、医薬品等）の原料、塗料や接着剤の溶剤等

⑤「ノルマルヘキサン」の用途

化学合成の原料、溶剤、ガソリンの成分等

公共用水域への排出 45トン/年



①「ほう素及びその化合物」の用途

ガラス繊維の原料、ごきぶり駆除剤等

②「マンガン及びその化合物」の用途

合金の原料、鉄鋼製品の添加剤、電池等

③「2,2-ジブプロモ-2-シアノアセトアミド」の用途

化学合成（合成ゴム等）の原料、殺菌剤、防腐剤、防カビ剤等

④「ふっ化水素及びその水溶性塩」の用途

フッ素樹脂の原料、ガラスや金属の表面加工代替フロン原料等

⑤「二硫化炭素」の用途

セロハンやレーヨンを製造する時の溶剤等

【用語解説】



*3 届出事業所

PRTR制度において届出事業所とは、制度の対象となる化学物質（462物質）を取り扱う事業所のうち、政令で指定された業種や化学物質の年間の取扱量など、一定の要件に該当する事業所のことです。

*4 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する用水路等のことで、川や湖、海などはすべて公共用水域に該当します。



Q3 届出事業所以外からの排出量とは？

A3 化学物質は私たちの日常生活のさまざまな場面で排出されています。

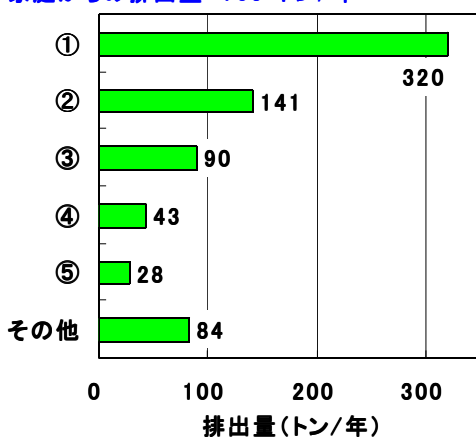
届出事業所からだけでなく、次のようなところからも化学物質は排出されています。届出事業所以外の排出量（届出外排出量）については、国が家庭や自動車など主要な排出源からの排出量について推計を行っています。



○家庭からの排出（705トン/年）

私たちの生活の中でも化学物質を含む製品が数多く使われています。このため、家庭からも化学物質が常に排出されています。

家庭からの排出量 705*トン/年



- ① 「ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル」の用途
家庭用台所用及び洗濯用洗剤等
- ② 「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の用途
洗濯用洗剤等
- ③ 「ジクロロベンゼン」の用途
衣類の防虫剤、トイレの防臭剤等
- ④ 「ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」の用途
洗濯用洗剤及び柔軟仕上げ剤等
- ⑤ 「2-アミノエタノール」の用途
家庭用洗剤の中和剤等

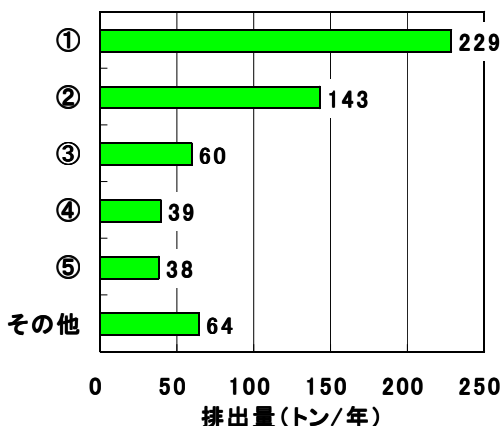


*各物質合計値は四捨五入により端数処理をしているので、各欄を合計した値とは異なります。

○自動車等移動体からの排出（573トン/年）

自動車、二輪車、船舶などからの排出ガス中などに含まれる物質について排出量を推計しています。

移動体からの排出量 573トン/年



- ① 「トルエン」
- ② 「キシレン」
- ③ 「ベンゼン」
ガソリンの成分で、自動車やオートバイの排出ガスに含まれて排出
- ④ 「エチルベンゼン」
ガソリンや灯油の成分で、自動車やオートバイの排出ガスに含まれて排出
- ⑤ 「ホルムアルデヒド」
ガソリン車よりディーゼル車の排出ガスに多く含まれて排出



○届出の対象となっていない業種からの排出（939トン/年）

農・林・漁業、建設業、飲食業などの業種について、農薬、接着剤、塗料、洗浄剤などを対象に排出量を推計しています。



○小規模事業者からの排出（423トン/年）

PTR制度の対象業種で従業員が21人未満または、対象化学物質の年間取扱量が規定量以下の事業者からの排出量を推計しています。

もっと知りたいときは…

環境中への化学物質の排出についてもっと詳しく知りたい方は、
国及び関係機関、徳島県のホームページに掲載されている情報をご利用ください。

徳島県のホームページ (<http://www.pref.tokushima.jp/>)



「徳島PRTRのページ」へ

国及び関係機関のホームページ



○環境省（PRTRインフォメーション広場）

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

○環境省（化学物質ファクトシート：化学物質の健康影響などについての情報）

<http://www.env.go.jp/chemi/communication/factsheet.html>

○経済産業省（化学物質排出把握管理促進法のページ）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

○独立行政法人製品評価技術基盤機構

（化学物質排出把握管理促進法関連業務のページ）

<http://www.prtr.nite.go.jp/index.html>

徳島県のPRTR関係窓口

徳島県県民環境部環境総局環境管理課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

TEL：088-621-2271

FAX：088-621-2847

<http://www.pref.tokushima.jp/>